

調達公告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年1月6日

鳥取県福祉相談センター所長 山本 大樹

1 調達内容

(1) 貸貸借物品の名称及び数量

鳥取県福祉相談センター監視カメラ機材等貸借 一式

(2) 貸貸借物品の仕様

入札説明書による。

(3) 貸貸借期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(4) 納入期限

令和8年3月31日

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法

入札は紙入札により行い、郵便等での入札は認めない。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とするので、入札書に記載する金額は、貸貸借期間中の貸貸借料（保守料及び設置料を含む。）の総額であり、月額貸貸借料に貸貸借月数を乗じて得た金額とすること。なお、月額貸貸借料は消費税及び地方消費税を含めた額（消費税及び地方消費税の不課税、非課税のものを除く。）とし、課税事業者にあっては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が「事務用機器」の「電気通信機器類」に登録されている者であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

(5) 本件公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県福祉相談センター

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び貸貸借物品の仕様に関する担当部局

〒680-0901 鳥取県鳥取市江津 318-1

鳥取県福祉相談センター総務課

電話 0857-23-6214

電子メール fukushisodan@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

令和8年1月6日(火)から同月20日(火)までの間にインターネットのホームページ(鳥取県福祉相談センター(<https://www.pref.tottori.lg.jp/fukushisoudan/>))から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和8年1月6日(火)から同月20日(火)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間の最終日は、午前9時から正午までとする。

イ 交付場所

(1) に同じ

(3) 郵便等による入札

不可とする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年2月3日(火)午後1時30分 即時開札

イ 場所

鳥取市江津318-1 鳥取県保健福祉相談センター2階体育館

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、調達案件の名称及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

なお、2回目以降の入札は、入札書のみを提出すること。

(2) 本件入札に参加を希望する者にあっては、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、令和8年1月20日(火)正午までに4の(1)の場所に郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、郵便等により提出する場合は令和8年1月20日(火)正午までに必着とする。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び政令、会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行つた者を、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 契約書の作成に当たり、仕様書中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削除する。

ウ 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えない範囲内で用語を変更するときがある。